トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、同表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
Ⅰ　健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ　予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ　早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ　緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

附　則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

○環境省告示第五十八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第九条第六項の規定に基づき、平成二十六年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を次のように公表する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位　千トン）
二十六	三一三
二十七	三一二
二十八	三一一
二十九	三一〇
三十	三一九

二　規則第四条第二号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位　千トン）
二十六	二七四
二十七	二七三
二十八	二七二
二十九	二七〇
三十	二六九

三　規則第四条第三号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位　千トン）
二十六	一八六
二十七	一八六
二十八	一八六
二十九	一八七
三十	一八七

四　規則第四条第四号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位　千トン）
二十六	一三二
二十七	一三六
二十八	一三六
二十九	一三八
三十	一三九

五　規則第四条第五号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位　千トン）
二十六	三〇五
二十七	三〇五
二十八	三〇六
二十九	三〇六
三十	三〇八

六　規則第四条第六号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位　千トン）
二十六	七五九
二十七	七六三
二十八	七七〇
二十九	七七四
三十	七七五

官庁報告

官庁事項

人事院公示第８号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年３月31日

人事院総裁　原　恒雄